

令和4年 第11回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 11月28日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 山口 裕三	2番 松井 正一郎	3番 松崎 久範
5番 上野 光正	6番 坂元 洋子	7番 幸妻 正浩

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史	2番 坂本 実	5番 永友 定己
6番 小嶋 秀樹	7番 坂本 幸	8番 宮越 美秋

4. 欠席委員
農業委員 1名
会長 坂本 弘志
農地利用最適化推進委員 1名
3番 橋口 昌央

5. 議事日程

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定(別記のとおり) |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下願承認について |
| 第5 | 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第6 | 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について |
| 第7 | 議案第53号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について |

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。開会に先立ちまして、本日は、会長が欠席となっております。

その為、会の進行を幸妻副会長よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和4年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の8番坂本弘志委員及び3番橋口昌央推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、5番上野光正委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日11月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページをお開きください。

まず11月の業務報告について、でございます。

2日に、宮崎県地域計画策定方針に関する説明会が開催をされております。

9日に、高鍋町農業者年金受給者協議会の会員交流会ということでグランドゴルフを開催しまして、20名の参加者でありました。

同じく9日に、農地中間管理事業の推進等に係る意見交換会が、開催をされております。

10日に、eMAFFに関する説明会が、Web方式で開催をされております。

このeMAFFというのが、今の農地台帳をインターネットで公開するとか、転用関係をシステムの中でインターネットを通じて、申請ができるように今後なっていくもので、委員さんたちに使ってもらうタブレット等と連携していく基になるものになります。

皆さんにも関するところになりますけど、今始まって、徐々に進みだしたところでございます。

14日に、常設審議委員会が、開催をされております。

同じ14日に、市町村農業委員会会長及び事務局長会議が宮崎で開催をされております。

また、同じく14日から16日まで、非農地判断に伴う現地調査で委員さんの方々に行っていただいたところでございます。詳細の日付につきましては、2ページの中段辺りから下に記載をしております。

21日に、みやざき農業委員会女性ネットワーク第2回研修会が、開催をされております。

同じく21日の午後に、農業委員・農地利用最適化推進委員の全体研修会が開催をされまして、委員の方々9名に参加をいただきました。今後とも、研修会等に参加いただきまして、知識を深めていただきたいと考えておるところでございます。

22日に、家族経営協定の調印式が行われ、副会長を立会人として、〇〇〇〇さんの御夫婦とお父さんの〇〇〇〇さんが、協定を締結されております。

本日になりますけど、午前中に高鍋町の議会の臨時会が開催をされました。
29日に、高鍋町農業者年金受給者協議会の会員研修会を開催いたします。

11月の総会関係ですけども、22日に現地調査を行いまして、本日が総会となっております。

総会終了後には、高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されますので、引き続きにはなりますが、よろしくお願いいたします。

続いて、12月の業務計画になります。2ページの下になります。

2日に、高鍋町議会臨時会が開催をされ、新たな議員での初議会ということになりまして、議長、副議長、各常任委員会の委員長、一部事務組合等の議員の選出などが行われるところでございます。

4日に、みやざき就農応援相談会が開催をされます。お手元にチラシが1枚紙でお配りしてあったかとは思いますが、推進委員の方に行っていただく予定にしております。補佐ということになりますけど、時間があって、そちらの近くとかに行かれる方があったら、途中でも覗いていただけると、ブースが設定をされておりまして、農業政策課の職員等もそこにいるということでございました。

今日から21日までの予定で、高鍋町議会の定例会が開催をされます。

新しい議員が選出されましたので、今回が実際の初議会という形になるかと思われま。

12月の総会関係は、20日に現地調査、26日が総会を行うこととしております。

業務報告と計画は、以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告を申し上げます。3ページを御覧ください。

8月29日の総会で町の公売に当たり、買受適格証明書の承認を受けた件です。

農地法第5条の申請。令和4年11月1日許可。〇〇〇〇さんの件、共同墓

地の駐車場許可となっております。以上です。

4 ページをお開きください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は、〇〇〇〇さんの1件で、御覧のとおりとなっております。御確認ください。

5 ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の2件です。

いずれも本日の議案第52号に関連しております。御確認ください。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下願承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。6 ページをお開きください。

議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下願承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況 畑 390㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、家庭菜園用地です。

令和4年9月29日の総会で承認をされた後に、申請書取下げ願いが提出されております。

総会時に担当した、上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。それでは、6 ページの農地法第 5 条第 1 項の許可申請書の取り下げについて説明をさせていただきます。

今年の 9 月 29 日に開催をされました、この農業委員会の総会において、定年退職される方の家庭菜園として、この土地を購入したいという御希望がありまして、議案を提案して、私から説明をし、委員の皆様の全員の御承認をいただいた件であります。先ほど事務局から説明があったように、書類の記載内容に不備があった為、この件を取り下げたいという申請がございました。

後で出てきますので、ちょっとまた説明をしときますが、場所は 10 ページをちょっと見ていただきますと、〇〇から西に県道〇〇線がずっと走っておると思いますが、その途中に〇〇がありまして、そこから三差路でずっと西にきております。その途中に〇〇という〇〇がありまして、そこから南に約 200 m 進んだ住宅地の中に対象地がございます。

使用目的を変更して、後の議案で再申請をする予定でございますので、ここにつきましては、取り下げの申請を出されておりますので、御承認方をよろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。書類の記載内容に不備があり、申請を取り下げたいということで、取り下げは妥当と考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 5、議案第 5 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題といたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。7 ページをお開きください。

議案第 5 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況 畑 390 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。それでは、説明をさせていただきます。取り下げ申請をし、御承認をいただいた農地の再申請であります。

場所は、先ほど説明しましたとおり 10 ページから 11 ページを見ていただくと、なんか分かりにくいのですが、あります。

売主及び買主は同一人物ということで、13 ページを見ていただきますと、使用目的が家庭菜園から駐車場に変更をしたいということで、土地利用計画図が出されております。露天の駐車場ということです。

代替地を検討した書面も〇〇〇〇さんから出されております。

有料駐車場ではなくて、この土地の周りの人たちが止める駐車場となっておりますようでございます。

購入価格は〇〇〇〇円で、造成価格〇〇〇〇円を加えまして、全体で〇〇〇〇円ということですが、全額自己資金で、〇〇の残高明細が添付してあります。

この土地は駐車場として、使用するため、汚水の発生はありません。

雨水は舗装のため、地下浸透で、土砂の流出につきましては、東側、南側、西側の三方は土地より高いブロック塀で覆われております。残りの北側は、申請地より土地が高くなっているため、土砂の流出はありません。以上で説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地で、第2種農地となります。

転用目的は露天駐車場です。申請人の自宅に駐車スペースが少なく困っていること、申請地に隣接する住宅にも駐車スペースが少なく、来客者は通路に駐車するしかなく困っていることから、申請地を近隣の方との駐車場として利用したいということで申請されております。

譲受人は自宅近くの土地で代替地検討をされましたが条件が合わず、申請地を適地と判断したということで第2種農地ですが、やむを得ないと判断します。

本案件の資料は9ページからになります。

9ページから11ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

12ページは、11ページの公図の2枚目です。

13ページは土地利用計画図です。図のように、入口付近及び中央は通路で、通路の両側に車を停める計画です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7 ページにお戻りください。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 畑 2 4 3 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、駐車場・資材置場です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい。2 番。説明します。譲渡人〇〇〇〇氏より譲受人〇〇〇〇氏への農地法第 5 条の規定による許可申請です。所有権の移転案件です。

申請地は 1 5 ページを見ていただきますと、場所は大字〇〇〇〇****番*、面積は 2 4 3 m²。1 5 ページの地図によりますと、中央の 1 0 号線の〇〇を過ぎまして、すぐの道を左側の脇道に入りまして、1 0 0 m ほど行った、三角形の場所が申請地になります。

次の 1 6、1 7 ページを参照していただきます。申請地は三角形で、今、譲受人の自宅と隣接しております。転用目的は、実は譲受人〇〇〇〇さんのお父様が、大工をしております関係で、その資材置き場兼駐車場が現在手狭ということで、隣接する農地、この三角形の部分 2 4 3 m²ですが、ここを新たに駐車場及び資材置き場として使用したいということが、今回の申請の目的です。

周りが生垣等に囲まれておりまして、土砂流出に関しては問題なく、雨水は現状畑というか草、雑種地になっておりますので、自然浸透で処理する。

万が一被害が生じた場合は、責任をもって対処するということなので、よろしくお願いします。

土地費用に関しては、無償贈与により発生しておりません。以上御審議をお願いします。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。転用目的は、駐車場・資材置場です。

申請地は、譲受人の宅地に隣接する農地で、宅地敷地内では駐車スペースが狭いこと、同居人の父親が大工でその建築資材置き場の必要性から申請されており、1種農地ですが、「既存の施設の拡張」にあたり、転用対象となります。

本案件の資料は14ページからになります。

14ページから16ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

17ページは土地利用計画図です。申請地は三角形の形で、宅地側以外は生垣に囲まれているため、入口は宅地側で、申請地の西側を駐車スペース、東側を資材置場とされる計画です。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。7ページにお戻りください。

この案件番号3と8ページの4は事業計画変更案件です。平成30年2月15日に案件番号3と4の2筆を一体として「一般個人住宅及び事務所」で許可を受けた農地です。

案件番号3と4の譲渡人は、当時〇〇在住で、生まれ故郷の宮崎県へ移住を計画し申請に及ばれていました。

許可後、前所有者から所有権移転をしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大で対面での設計打ち合わせができずに大幅に建築計画が遅れたこと、妻の病気の発症があり、今後の妻の病気対応に伴う〇〇在住の娘家族との家族会議の結果、事業計画を断念し、承継人が新たな計画で、事業計画変更申請と、5条申請をされております。議案にもどります。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

登記地目 田 現況 雑種地 271㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、宅地分譲です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当委員になりますので、この場から、説明させていただきます。

ただいま説明がありましたように、平成30年に一度承諾を得た案件でございますが、今回宅地分譲として〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ所有権移転でございます。

場所は20ページを開いてください。大きな道路が抜けているのが、〇〇、〇〇から北に行きますと〇〇があります。〇〇の手前を左に入っていて、約150m行った左側でございます。

現地は既に盛土がされた状態ではありました。

宅地分譲ということでございますが、21ページに絵が出ていると思います

が、雨水につきましては、青色の柵を通して、道路前に道路側溝がありますが、そちらに流す。

公共下水道につきましては、赤マークが入っておると思いますが、ここから道路に公共下水道が通っています。そこに流すということでございます。

対価は土地代が〇〇〇〇円、造成費に〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円となっております。以上です。

事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

〔事務局〕

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第１種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第３種農地となります。

譲受人は建設業をされており、住宅供給の面からも土地を有効活用すべく宅地分譲を計画し申請をされています。

本案件の資料は１８ページからになります。１８ページから２０ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

２１ページは土地利用計画図です。

雨水と排水については、幸妻委員が説明をされましたが、土砂の流出については、周囲をブロックで囲んで、土砂の流出を防ぐという計画になっております。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

４番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

〔事務局〕

はい。8 ページをお開きください。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

登記地目 田 現況 雑種地 2 7 2 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅建築です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当委員となっておりますので、この場から説明をさせていただきます。場所は先ほどの案件と全く同じで隣の土地で、26 ページを御覧ください。

申請地として表示がされていると思いますが、その前の道路が先ほど言いました、〇〇から入ったところでございます。

今回ここに〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転、個人住宅を建設するということでございます。

雨水については、先ほどと同様、排水桝を通して、道路周りの側溝に入れると、汚水につきましては、先ほどと同じ公共下水道に入れるということでございます。

土砂の流出につきましては、ブロックをついて、周りに迷惑をかけないようにするという事になっております。

事業費につきましては、土地代が〇〇〇〇円、建築費一式が〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円になっております。

〇〇の結果通知書が添付されております。

ここは田んぼでしたので、一ツ瀬の水利が入っておりますけれども、この件につきましては、平成30年度に承認したときに話し合いがついているということでございます。

なお、区画整理のときに話がついているみたいです。水利は発生していません。以上です。

事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

転用目的は、一般個人住宅建築です。予てより自分の持ち家に建築したく、計画をしていたということで、申請をされております。

本案件の資料は25ページからになります。

25ページから27ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

28ページは平面図、29ページは排水計画図です。

そのほかは、幸妻委員の説明のとおりです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8ページにお戻りください。

5番 農地の所在 大字○○字○○○○*****番*

登記地目 畑 現況 宅地 508㎡

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、集合住宅建築です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

1 番。説明いたします。所有権移転の案件です。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

ここは大きな住宅が建っておりまして、そこを地目が宅地と畑と山林になっています。それを全部更地にしまして、アパートを建てられるそうです。

場所は、〇〇の裏に小さい神社がありますけど、そこを西側に真っすぐ行きまして、30mくらい行った左側の大きな屋敷が建っております。この〇〇〇〇さんというのが、元お父さんの〇〇〇〇さんが建てられたお家で、〇〇〇〇〇さんは一度も住んだことがないということです。〇〇〇〇さんは〇〇の〇〇の寮に住んでいらっしゃる方で、その〇〇さんという方が、全部、宅地等買って、アパートを建てられるということです。

それで汚水は、側溝がありますので問題はありません。

申請地は35ページ。その次のページがアパートの概要です。〇〇〇〇が手掛けられるそうです。

それで費用といたしましては、土地の取得が〇〇〇〇円、建築一式〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円。これは、借入をして、賄われるそうです。融資は、〇〇〇〇から借りられるそうです。

それともう一つ、ここは始末書が付いておりまして、現在建っているお家は農地が含まれておりまして、お父さんが〇〇〇〇さんという方なのですが、生存時に建築されたそうです。その部分に農地が入っていたと、現在申請されている〇〇〇〇さんはそういうことは全く知らなくて、住んだこともない。

でも非常に申し訳ないと、寛大な処分をお願いする次第ですという顛末書が付いております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件の資料は33ページからになります。

33ページから35ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

36ページは配置図に排水計画が書かれた図面です。中央部分に1棟、北側にもう1棟集合住宅が建設されます。

37・38ページは各棟の平面図です。敷地の周囲は、ブロック塀を設け土砂流出を防除し、雨水は敷地内の側溝から道路側溝へ排出します。雑排水は、公共下水道に接続します。以上です。

[議長]

ただいま事務局から説明がありました、何か質問がございますか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8ページにお戻りください。

6番 農地の所在 大字○○字○○****番*

登記地目 畑 現況 畑 1, 290㎡

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、集合住宅建築です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

1 番。説明いたします。〇〇〇〇から〇〇〇〇への所有権移転です。

面積は1, 290 m²とちょっと広めですけれども、場所は、〇〇と〇〇の間の道をずっと引っ張って行ったところ、〇〇、〇〇に行く方角に行きますと、元、〇〇というのがありますが、あれのちょっと手前です。

あそこに広い畑がありました。ずっと畑だったのですが、あそこを〇〇〇〇さんが買い取りまして、アパートを建てられるそうです。

それで場所の詳しい説明は、40ページをちょっと見てください。結構広めの畑なのですが、ここにアパートを建てられるそうです。

それで、〇〇〇〇さんというのは、宮崎で〇〇とか老人介護機器とか、そういういろんなものを展開されている中で、不動産の賃貸業というのをやられている会社です。そこがお買いになってアパートを建てられるということ。

土地代は〇〇〇〇円、建築費が〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円になります。それで、融資は〇〇〇〇から受けて建設されるそうです。

汚水とかは脇に側溝がありますので、そこに流すということで、そういうことに関して問題は発生しないようです。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

不動産の賃貸業を営む譲受人が事業の拡張のため、申請地を適地と判断し、申請をされております。

本案件の資料は39ページからになります。

39ページから41ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

42ページは配置図に排水計画が書かれた図面です。

敷地の周囲はブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎ、雨水は、雨水枥を経て道路側溝に接続し、汚水は公共下水道に接続する計画です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第52号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

まず、所有権移転です。

1番の案件につきましては、「所有権の移転を受ける者」が、山口裕三委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、山口裕三委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

山口裕三委員は、退室をお願いします。

【山口 裕三 委員 退室】

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。43ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか3筆 2,985㎡

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 山口 裕三

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番。説明いたします。○○○○様から山口裕三委員への所有権の移転の申請です。近所の方にお聞きしたところ、○○○○様は高齢で施設に入っておられ、買い手を探しておられたところ、山口委員との売買でのお話がまとまったとのことでした。

申請地は○○橋の近くに元、○○という工場があつて、その跡地に○○の前の道路を西に進むこと 3 0 0 m くらいのところの道路脇の山手側 4 筆まとまった 2, 9 8 5 m²の田んぼです。

価格は○○○○円です。

現地を確認したところ、稲刈り後に一部にロータリーがかけてありました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

山口裕三委員は、席へお戻りください。

【山口 裕三 委員 入室】

2 番の案件について、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか3筆 3, 580 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転でございます。この案件に関しては、令和3年の8月に総会で貸渡しのあっせんがあり、〇〇〇〇さんが契約を結んで耕作をしていたところ、〇〇〇〇さんから買ってくれないかというお話があり、先ほど諸報告にもありましたけれども合意解約を行い、売渡しを行う案件となりました。

申請地は、〇〇橋から県道〇〇線の東へ100mほど行くと、信号機のある交差点があります。

上に上がると〇〇の〇〇地区に上がるのですが、その交差点から北北東に直線で行きますと、昔、今も残っているのですが、〇〇というのがそのまま残っているのですが、今は廃業みたいな形になって、土場等が残っているような形です。

その横に〇〇〇〇さんが作った〇〇プールがございます。その横東側を150mほど行ったところに申請地がございます。4筆ともつながっております。現状はきれいにロータリーがかけられていました。

〇〇〇〇さんは認定農業者であり、早期水稻を中心とした、露地のズッキーニや白菜、キャベツなどを栽培されています。

対価は3, 580 m²で〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番から 8 番まで、8 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。44 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか5筆 4, 521㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。一番上の 1 筆が追加されて、賃借料を見直されているので、一括して 6 筆分を新規の利用権設定となっています。

申請地の〇〇〇〇****番*は、〇〇から南東へ 150 m ほど行ったところの 978㎡の農地です。

次の〇〇〇〇****番*と*は今の農地から60mほど東へ行った、農道を挟んだ2筆の農地です。

更に東へ80m行った、****番*と*は1枚に整地されていた農地です。

最後の〇〇の****番は旧〇〇へ入る町道を東へ200m行ったところの左側の2番目の農地です。同じ利用者である南側****番*と一緒に1枚に整地されていました。

今からの耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは幅広く、早期水稻、飼料稲及び野菜等を栽培されています。

現地を確認したところ、飼料稲が刈り取りされて、少し雑草が生えた状態でした。また、賃借料は10a当たり粳〇〇kgで、期間は3年間だそうです。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1,957m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様から〇〇〇〇様へ新規での利用権の申請です。

〇〇様は認定農業者であり、〇〇地区に〇〇〇〇様、〇〇〇〇様との田んぼで、普通作を耕作されて、春にはネギを植えられています。

申請地は県道〇〇に向かうと、〇〇があり、そこを右に100mぐらい行っ

たところに〇〇に行く、〇〇に架かる〇〇橋、〇〇橋があります。橋のすぐ横の田んぼです。

期間は5年で、反当り〇〇〇〇円です。現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。以上です。

〔議長〕

次の3番から8番まで、6件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、「利用権の設定を受ける者」につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略させていただきます。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

〔事務局〕

はい。45ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 17, 574㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

〔議長〕

推進委員7番。

〔推進委員7番〕

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様より県農業振興公社へ農地中間管理事業を活用しての利用権の設定です。

まず、〇〇****番*と*の場所から説明いたします。〇〇から南に50mのところを西に150mの道路の脇の南側にあります。〇〇****番*と*は〇〇の道路を隔てて、東側の畑です。いずれも〇〇が植えてありました。

耕作者は〇〇〇〇です。〇〇〇〇は〇〇、甘藷、苗、タマネギ苗などを生産

されています。

期間は10年で、10a当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 3, 323㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。

申請地は、〇〇の〇〇の横を西へ上って行き着き、三差路になったところを右に行つて、〇〇〇〇さんの鶏舎があり、その中間の100mのところから北へ50から60m行つた農地です。

耕作者は〇〇〇〇さんで、現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は5年間で、金額は10a当たり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。46ページをお開きください。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 361㎡

利用権を設定する者 ○○○○
担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]
推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。○○○○さんから宮崎県農業振興公社を介して、○○○○さんとの契約です。

これまで、強化法で利用権設定されていましたが、期間満了を迎えたため、今回農地中間管理事業を活用した貸借契約を行うものです。

○○○○さんは○○と甘藷、タマネギ等の苗等を栽培されております。

申請地は、○○から北に約 7 0 0 m 先の十字路を左折して、○○の○○橋を渡り、約 1 0 m 先の右側になります。申請地は 3 筆ですが、1 枚で○○が作付けされてありました。

契約期間は 1 0 年間で、1 0 a 当たり○○○○円です。以上です。

[議長]
6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
すみません。5 番の確認いいですか。

[議長]
はい。

[事務局]
申請地は 3 筆ですが、っていうのがあったと思うんですけど。

[推進委員 2 番]
先月説明した分の農地に一応加わっている形。

[事務局]

別の方の持ち物と一緒にしているということですか。

[推進委員 2 番]

はい。見た目ではもう 1 枚になっている状態だったのです。

[事務局]

議案は 1 筆だけれど、ほかの農地と一緒にされているという意味でいいですか。

[推進委員 2 番]

はい。ほかの農地と一緒にされている形で。

[事務局]

すいません。ありがとうございます。

[推進委員 2 番]

はい。いいえ。

[事務局]

すいません。もう一度 6 番お願いします。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 9 0 4 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は、〇〇〇〇****番*の904㎡の畑で、〇〇から町道を150mほど南下した交差点を左に曲がり、50mほど行ったところの農地です。分かりやすく言うと、〇〇の西側の畑です。

今からの耕作者は、〇〇〇〇さんです。先ほどから2件ほどありますので、〇〇〇〇さんの説明は省かせていただきます。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

期間は10年間で、10a当たり賃貸料が〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2,010㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。先ほどの6番の土地の隣にある畑で、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんと兄弟でございます。

現地を確認したところ、先ほどの畑と一緒に1枚にされて〇〇が植えてあり

ました。

期間は同じく10年間だそうで、10a当たり〇〇〇〇円だそうです。
以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。47ページをお開きください。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか4筆 5, 653㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っの、宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定です。

今年7月の貸渡しあっせん申請地の農地です。

申請地の大字〇〇〇〇の****番*は、〇〇のすぐ西側の970㎡の農地です。

次の****番*は、道を隔てた20m北に行ったところの2, 184㎡の農地です。また、****番*と****番*は今の農地からまた北へ60mほど行ったところの582㎡と645㎡の2筆の農地ですが、1枚の農地に整地してありました。

最後の〇〇****番*は、県道〇〇線脇の〇〇の〇〇を左に曲がり、200mほど行った交差点をまた左側に曲がって、60mほど行った、左側の1, 272㎡の農地です。

今からの耕作者は皆さん御存知の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは幅広く、

水稻や飼料稲を栽培されています。

現地を確認したところ、きれいにロータリーがしてありました。

賃貸料は10a 当たり粳で〇〇kg、契約期間は10年間だそうです。以上です。

〔議長〕

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から8番まで、8件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から8番まで、8件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から8番までの8件の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

日程番号7、議案第53号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。

1番から37番まで、37件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

〔事務局〕

はい。48ページをお開きください。

議案第53号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」です。

今月14日から16日に非農地判断現地調査を、それぞれの担当地域において非農地と判断いただきました1地域から6地域の37筆をあげております。

説明につきましては、基本的に1筆ずつ行いますが、複数の筆で既に森林の

様相を呈していること等を目視により確認した場所につきましては、該当する複数の筆数にて行います。

非農地判断マニュアルにより、現況写真を撮影して保存することが明記されておりますので、今回議案と航空写真のあとに現況写真をつけております。

航空写真と現況写真をまとめて製本している関係で、説明を聞かれる際に、議案、航空写真、現況写真を見られるのに支障があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

参考までに議案は48ページから、航空写真は52ページから、現況写真は71ページからつけております。

それでは議案、航空写真、現況写真の順に説明をさせていただきます。

議案は48ページになります。

1番 大字〇〇字〇〇****番につきましては、1地域 松井委員と橋口昌央推進委員の担当区域になります。

52ページをお開きください。こちらに航空写真をつけております。

場所は、国道10号線沿いで、〇〇〇〇さんなど店舗がありますが、その北側の辺りになります。

現況写真は71ページをお開きください。上の写真になります。

現況は山林原野になっておりまして、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回あげております。

続いて、48ページにお戻りください。

2番 大字〇〇字〇〇****番*につきましては、2地域で山口委員と坂本幸推進委員の担当区域になります。

53ページをお開きください。航空写真つけています。

場所は、〇〇になります。〇〇橋を渡って、〇〇を通過して左に入って100mくらい行ったところになります。

71ページをお開きください。下の写真になります。

現況は山林原野になっておりまして、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回あげております。

続きまして、48ページにお戻りください。

3番 大字〇〇字〇〇****番*につきましては、2地域 山口委員、坂本幸推進委員の担当区域になります。

54ページをお開きください。航空写真をつけていますが、場所は〇〇の〇〇の県道を挟んで南側になります。

72ページをお開きください。

上の写真になります。隣に〇〇の〇〇が建っております。

現況は山林原野になっており、周辺の山林化により復元して継続的な利用が見込めないことにより、今回あげております。

48ページにお戻りください。

4番 大字〇〇字〇〇****番*につきましては、3地域 上野委員と小嶋推進委員の担当区域になります。27番までが3地域ということになります。

55ページをお開きください。航空写真をつけています。

場所は〇〇の〇〇の辺りから〇〇坂を約100m上がった右下になります。

72ページをお開きください。下の写真になります。

現況は原野になっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないことにより、今回あげております。

また、議案48ページにお戻りください。

5番 大字〇〇字〇〇****番*につきまして、航空写真56ページをお開きください。

場所は、〇〇で〇〇から〇〇に向かう道路の左側で、〇〇の西側になります。

73ページをお開きください。上の写真になります。

現況は山林原野になっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回あげております。

48ページにお戻りください。

6番と7番、2筆を説明いたします。

6番 大字〇〇字〇〇****番*

7 番 大字〇〇字〇〇****番*

の2筆につきまして、航空写真は57ページになります。

場所は、国道10号線沿いの〇〇の手前、北側になります。

73ページをお開きください。下の写真になります。

現況は小さく異形であり、復元しても継続的な利用が見込めないことにより、今回あげております。

48ページにお戻りください。

8 番 大字〇〇字〇〇****番*につきまして、航空写真58ページをお開きください。

こちら〇〇の前の道路から見た右側になりますが、現況は原野になります。

74ページをお開きください。上の写真になります。

現況は原野になっており、周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回あげております。

また48ページにお戻りください。

9 番 大字〇〇字〇〇****番*につきまして、この9番から19番までがずっと南につながってと言いますか、〇〇の〇〇から南に続くような形になります。

59ページをお開きください。一番上になります。

現況は原野になっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回あげております。

また48ページにお戻りください。

次は10番から13番の4筆を説明させていただきます。

10 番 大字〇〇字〇〇****番*

11 番 大字〇〇字〇〇****番*

12 番 大字〇〇字〇〇****番*

13 番 大字〇〇字〇〇****番*

の4筆につきまして、航空写真、先ほどの59ページになります。9番の下の方です。

先ほど説明した場所の下の辺りになります。

現況写真は75ページになります。75ページの上の方です。

10番と12番は原野、あとが〇〇となっており、継続的な利用が見込めないため、今回あげさせていただいております。

49ページになります。

14番 大字〇〇字〇〇****番*につきましては、航空写真、先ほどの59ページです。

10から13の南側になります。

現況写真は75ページの下の写真です。

こちらも現況は〇〇となっておりますので、今回あげさせていただいております。

続いて、15番と16番、17番も説明させていただきます。

15番 大字〇〇字〇〇****番*

16番 大字〇〇字〇〇****番*

17番 大字〇〇字〇〇****番*

の3筆で、航空写真は先ほどの59ページの下の3筆ということになります。

現況写真は76ページの上の写真と下の写真を見ていただくとわかりますけど、現況が3筆とも〇〇となっており、今回あげさせていただいております。

続きまして、49ページ、議案にお戻りください。

18番 大字〇〇字〇〇****番*

につきましては、航空写真は60ページになります。

場所は、先ほど説明いたしました15番から17番の更に南側になります。

現況写真は77ページになります。上の四角の部分が18番になります。

続きまして、19番を説明いたします。

49ページにお戻りください。

大字〇〇字〇〇****番*につきましては、航空写真が61ページになります。

先ほど説明いたしました18番の更に南側になります。

現況写真につきましては、先ほどの77ページの上の写真の三角の部分となっております。

現況は〇〇となっており、今回あげております。

続きまして、また49ページにお戻りください。

20番から25番を説明いたします。

議案は49ページから、25番だけ50ページになりますけども、説明いたします。

20番 大字〇〇字〇〇*****番*

21番 大字〇〇字〇〇*****番*

22番 大字〇〇字〇〇*****番*

23番 大字〇〇字〇〇*****番*

24番 大字〇〇字〇〇*****番*

50ページになりまして、25番 大字〇〇字〇〇*****番*

の6筆につきまして、航空写真は先ほどの61ページの下になります。

場所は、〇〇から南へ進んで、踏切を渡った左側に〇〇がありますけど、その手前の駐車場の奥の辺りになります。

現況写真は77ページの下になります。

現況は原野となっており、将来的にも継続的な利用が見込めないため、今回あげております。

議案50ページにお戻りください。

26番と27番を説明いたします。

26番 大字〇〇字〇〇*****番*

27番 大字〇〇字〇〇*****番*

の2筆につきまして、航空写真62ページになります。

航空写真を見ていただきますと、左上の道路が〇〇線、〇〇を右折した道路で、真ん中に見えるのが〇〇川です。左上の建物が〇〇と書いてある上辺りが〇〇になります。

〇〇川にかかっている〇〇橋がありますけど、線路に向かって200mくら

い歩いた辺りになるかと思います。

現況写真 78 ページをお開きください。

現況は原野となっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげております。

28番と29番の2筆を説明いたします。

28番 大字〇〇字〇〇****番*

29番 大字〇〇字〇〇****番*

こちら4地域 幸妻委員と坂本実推進委員の担当区域になります。

航空写真は63ページをお開きください。

場所は、〇〇の〇〇の南西の辺りになります。

78ページをお開きください。下の写真になりますけど、現況では草が刈ってありますが、原野となっており、雑木のカブが残っているなどの理由で、農業機械の進入もなく、復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげさせていただいております。

続きまして、議案50ページにお戻りください。

30番 大字〇〇字〇〇****番*につきまして、4地域、幸妻委員と坂本実推進委員の担当区域になります。

航空写真は64ページをお開きください。

〇〇橋を渡って、〇〇の〇〇〇〇さん宅から西へ200mくらいのぼった左側になります。

南に行くと、〇〇が見えるところです。

現況写真は79ページの上になります。

写真は北側から撮影しておりますが、航空写真を見てくださいとわかりますように、山林の真ん中あたりになり、形状も長いことから、見える部分に撮影をしております。

現況は原野となっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげてさせていただいております。

続きまして、議案50ページにお戻りください。

31番 大字〇〇字〇〇****番につきましては、5地域、松崎委員と橋口卓史推進委員の担当地域になります。

65ページをお開きください。

場所は、〇〇橋を通過して300mくらい直進したところを左折した辺りになります。

右上から左下に道路が通っております。

現況写真が79ページの下の写真になります。

現地はガードレールの左側になりますけれど、現況は山林となっており、現在は進入路が無く機械が入らないのと、復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげております。

続きまして、議案50ページにお戻りください。

32番になります。大字〇〇字〇〇****番*につきましては、5地域 松崎委員と橋口卓史推進委員の担当区域になります。

航空写真は66ページになります。

場所は、県道〇〇線を進んで、〇〇を100mくらい進んだ左側になります。

現況写真は80ページになります。上の写真になります。

現況は原野となっており、大雨のときに土砂が流入し、たびたび土砂が流れ込むことにより、機械の進入が困難で、復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげさせていただいております。

続いて、議案50ページにお戻りください。

33番 大字〇〇字〇〇****番*

につきましては、ここから37番までが6地域、坂本会長と宮越推進委員の担当区域になります。

航空写真は67ページになります。

場所は、〇〇の〇〇のところから、〇〇に向かう道路の右側で、〇〇の〇〇〇〇さんの茶畑の北側になります。

80ページをお開きください。下の写真になります。

現況は山林となっており、復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげております。

また議案50ページにお戻りください。

34番 大字〇〇字〇〇****番*

につきまして、航空写真68ページをお開きください。

場所は、〇〇から〇〇にあがる道路を進んだ右側の辺りになります。

現況写真が81ページの上の写真になります。

現況は山林となっており、復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげております。

議案の50ページにお戻りください。

35番と36番を説明いたします。

35番 大字〇〇字〇〇****番*

36番 大字〇〇字〇〇****番*

につきまして、航空写真69ページをお開きください。

場所は〇〇の〇〇から北へ進んだ左側の辺りになります。

現況写真は81ページの下の写真になります。

現況は山林となっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげさせていただいております。

議案51ページになります。

37番 大字〇〇字〇〇****番

につきましては、航空写真70ページをお開きください。

場所は、〇〇から国道10号線を北上して、〇〇の手前を右折して、降りて行ったところに道なりに〇〇の〇〇がありますけども、その堰堤の下の辺りになります。

現況写真については、82ページをお開きください。一番最後のページです。

現況は原野となっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込まれないため、今回あげさせていただいております。

以上37筆になりますが、説明を終わらせていただきます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 37 番まで、37 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 37 番まで、37 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって 1 番から 37 番まで、37 件の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和 4 年第 11 回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 15 時 32 分)